武蔵野市バリアフリー基本構想2022　改定のポイント

資料2

改定のポイント	本編ページ	会議等での主な議論
≪法改正等に伴うもの≫		
① 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の基本理念の追加 ア）「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているもの イ）社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることをすべての人が理解し、具体的な行動を変えていくこと	P13、16	他者への無関心が最大の課題だと感じている。いかに他人に対しての関心を高めるのか、交通事業者だけでなく、一般市民に求められている。 （ネットワーク会議）
② 移動等円滑化促進地区、方針の導入 ⇒全市的なバリアフリー化の水準の向上を目指す観点から、市全域を促進地区に設定 ⇒従前の「基本構想」に「促進方針」の記載を追加	P3、15、19	
③ 教育啓発特定事業の位置づけ →バリアフリー化の実現に向け、「心のバリアフリー」の継続的な推進が必要（情報伝達の取組み、役務の提供に関する考え方の記載） ⇒教育活動や啓発活動などの具体的な取組みを「教育啓発事業」として設定	P17、29	似たような悩みでも細かく突き詰めると多様性がある。みんなにとっての満点が作れない中で、いかに運用側でハードを補足するのか。 （ネットワーク会議）
≪市独自で設定するもの≫		
④ 促進地区における取組み ア）ネットワーク経路 ⇒生活関連施設同士を結ぶ経路上にある幹線道路について、「ネットワーク経路」を設定 ⇒市全域や行政界にまたがる広域的なバリアフリー化の促進 イ）地域拠点性の高い施設等 ⇒コミセンなど市全域で共通の考え方での取組み ウ）公立小・中学校 ⇒学校施設における、不特定多数の利用を想定した人的な支援 ⇒学校周辺における、ネットワーク経路等からのバリアフリー化にも寄与する通学路の交通安全対策、環境整備を検討	P18、36	学校施設は避難所としての役割もある。車椅子の人が自分で避難所に行けるよう、道路整備も検討する必要性が高い。 （改定委員会）
⑤ 当事者参加の仕組みの導入 障害者等の利用者の目線から課題を確認し、相反するニーズがある場合の具体的な対応方法等について、整備内容に反映できるような仕組みの構築を目指す	P35、60	当事者の意見の中で出てきたトレードオフの課題について、専門家やデザイナーも交えて検討し答えを見出していくことが必要。 （改定委員会） バリアフリーとバリアが障害の種類によってトレードオフの関係であることを確認できるような記載ができるとよい。 （改定委員会）
⑥ バリアフリーネットワーク会議の位置付け →現地確認や意見交換を通じ、事業者が進める整備における留意事項への気付きを促し、当事者間の相反するニーズについての相互理解を図る場 →市民にとっても事業者の取組みへの理解を深める場 ⇒スパイラルアップを図る仕組み	P61	対象となる当事者の種類が増えており、知的・精神・発達障害への配慮も求められる。同じ子育てであっても双子の代表が来られているのは特徴的である。 （ネットワーク会議）
⑦ 新たな技術を踏まえた取組み ⇒誰もが必要に応じ情報を入手、活動できる環境構築（音声案内等、利用者に合わせた情報提供）	P65	適切な情報提供がこれまで以上に求められる中で、ICT、情報技術の活用があるが、それが使えない人もいる中でどう対応するかが課題。 （ネットワーク会議）
⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響 →感染症対策を踏まえたサポート対応の必要性 →コロナ禍を契機とした技術革新 ⇒接遇面の工夫や新たな技術の活用	P66	コロナの影響により移動の介助の方法などが課題となっている。 （改定委員会）